

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る
事業者募集要項

平成28年2月

神奈川県

茅ヶ崎協同株式会社

【目次】

第 1	事業内容に関する事項	1
1	事業者募集の趣旨	
2	利活用基本方針の概要	
3	事業計画区域	
4	事業の進め方	
5	事業提案における留意事項	
6	貸付価格及び売却価格	
第 2	応募者の参加資格要件に関する事項	8
1	応募者の資格	
第 3	事業者の募集に関する事項	11
1	募集の手順等	
第 4	提案の選定に関する事項	14
1	事業者選定評価委員会の設置	
2	選定方法	
第 5	その他事業の実施に関し必要な事項	17
1	応募図書	
2	その他の注意事項	
3	問い合わせ先	
別添 1	物件調書	
別添 2	様式集	

第1 事業内容に関する事項

1 事業者募集の趣旨

茅ヶ崎ゴルフ場については、観光日本株式会社（以下「観光日本」という。）が神奈川県（以下「県」という。）、茅ヶ崎協同株式会社（以下「茅ヶ崎協同」という。）、茅ヶ崎市（以下「市」という。）などの土地を使用して運営してきましたが、平成 26 年 4 月、観光日本からゴルフ場の閉鎖方針が示されましたので、県、茅ヶ崎協同及び市は、今後の利活用のあり方について協議を行い、平成 27 年 11 月、「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針」（以下「利活用基本方針」という。）を策定しました。

そこで、県及び茅ヶ崎協同は、この利活用基本方針を踏まえ、湘南地域全体の活性化にも資するまちづくりを進めるため、茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業（以下「事業」という。）を実施する事業者を募集することとしました。

2 利活用基本方針の概要

（1）土地の利活用検討の視点

視点	背景
安全・安心	・周辺市街地の延焼火災対策 ・大規模地震による津波対策 等
環境・自然	・みどりや海浜など自然とのふれあいの場の確保 等
地域活性化	・市とホノルル市・郡の姉妹都市協定締結 ・東京 2020 オリンピック競技大会の開催 ・かながわシープロジェクトの推進 ・さがみ縦貫道路の全線開通等による交流人口の増加 ・さがみロボット産業特区の指定 等
健康	・超高齢社会の到来に伴う健康寿命の延伸 等

（2）跡地利活用の方向性

テーマ	新たなまちづくりによる湘南地域の活性化の実現
まちづくりのコンセプト	災害に強い安全安心なまちづくり 雄大な海と豊かな自然を活かした海辺のまちづくり 湘南の観光資源を活かした魅力あるまちづくり 誰もがいつまでも元気でらせるまちづくり

(3) まちづくりに求めたい機能

機能	内容
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災からの避難場所としての公園等の確保【必須機能】 ・災害時の津波からの一時避難場所を確保できる施設等の整備【必須機能】
ゆとり・自然	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南の松林や海浜と調和し、ゆとりを生み出すみどりの空間の保全・活用【必須機能】 ・省エネ、創エネなどの環境やバリアフリーへ配慮した施設の整備
にぎわい・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南地域の観光資源の活用、来訪者のための宿泊施設の整備等 ・さがみロボット産業特区指定を踏まえた研究機関等の企業誘致 ・多世代が地域で交流できる場の提供
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ・人々の健康志向に対応した健康増進施設の導入 ・ロボット技術や最先端医療の研究・活動拠点の整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市公共下水道幹線の継続使用【必須機能】 ・国道134号へ接道する道路の整備【必須機能】

3 事業計画区域（詳細は、別添1 物件調書を参照）

所在地	茅ヶ崎市菱沼海岸6991-16外
土地面積	198,686.93㎡（注） （県有地：119,602.12㎡、茅ヶ崎協同所有地：75,000.53㎡、市有地3,913.28㎡、観光日本所有地：171㎡）
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブハウス ・キャディー棟 ・コース管理棟事務所 ・コース管理棟機械庫 等
法令等に基づく制限	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域：第1種低層住居専用地域、建ぺい率/容積率 50%/100%、建築物の敷地面積の最低限度：100㎡、建築物の高さの最高限度：10m、建築基準法第22条区域
敷地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月31日までは暫定的にゴルフ場としての利用を継続中 ・北側に隣接する浜須賀小学校と合わせて、約8万8千人が

	収容可能な広域避難場所に指定 ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において湘南海岸保全配慮地区に指定 ・神奈川県津波浸水想定図では、当該地の大部分が浸水区域 ・飛砂防備保安林に隣接 ・茅ヶ崎市公共下水道幹線が埋設
周辺の状況	・当該地周辺の住宅は、クラスター（延焼運命共同体）地域

（注）事業計画区域には、観光日本の所有地がありますが、別途、県が取得に向けた交渉を行っています。

4 事業の進め方

（1）優先交渉権者の選定

県及び茅ヶ崎協同は、公募型プロポーザル方式により、事業実施を希望する事業者から事業提案を広く募集し、事業推進のための企画力、技術力及び事業遂行能力を最も有する事業者を優先交渉権者として選定します。

（2）基本協定の締結

県、茅ヶ崎協同及び市は、優先交渉権者と事業実施に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を締結します。

基本協定には、優先交渉権者を事業の実施候補者として決定したことを確認し、事業を確実かつ円滑に実施することを目的として、県、茅ヶ崎協同、市及び優先交渉権者の権利義務について必要な事項を定めるとともに、実施計画の策定や土地の貸付け等に関する契約の締結等に関する基本的な考え方を定めることとします。

（3）実施計画の策定

基本協定を締結した優先交渉権者（以下「事業実施者」という。）は、事業提案の内容を元に、県、茅ヶ崎協同及び市と共同で関係機関との協議や地元合意に向けた手続きを進め、施設の内容や規模を調整し事業の実施計画を策定します。

実施計画の策定に当たり、県は、東京 2020 オリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 の関連事業の実施に必要な情報を事業実施者に提供することとします。

(4) 土地の貸付け等に関する契約の締結

ア 県有地及び茅ヶ崎協同所有地の扱い

県及び茅ヶ崎協同は、原則として、策定した実施計画に基づき、事業実施者と定期借地権設定契約（平成 29 年 4 月 1 日から平成 59 年 3 月 31 日までの期間 30 年）を締結します。ただし、期間 50 年までの提案も可能とします。また、県有地については、敷地の一部について売買契約の締結を可能とします。

なお、現行の用途地域等の都市計画変更を前提とした提案にあつては、用途地域等の都市計画変更に係る告示後に契約を締結します（平成 29 年 4 月 1 日までに都市計画の変更告示がなされていない場合には、平成 29 年 4 月 1 日から都市計画の変更告示がなされるまでの間、原則として、暫定的に賃貸借契約を締結していただきますが、この間の利活用についても提案は可能とします。この場合の期間 30 年～50 年の定期借地権設定契約の始期は都市計画の変更告示後になります）。

イ 市有地の扱い

提案内容に新たな市道の整備（市道の拡幅を含む。）を伴わない場合には、市有地（道水路敷部分 3,083.84 m²）の道水路占用許可を行う方向で協議します。

提案内容に新たな市道の整備（市道の拡幅を含む。）を伴う場合には、市有地（道路敷部分 2,475.92 m²）と事業実施者が整備する市道とを交換する方向で協議します。

(5) 事業の実施

事業実施者は、自らの資金負担により、事業（土地の造成、施設の設計・建設等）を実施します。

5 事業提案における留意事項

事業提案に当たっては、「必須事項」（必ず提案すべき事項）、「加点点評価事項」（提案された場合、その内容を加点点評価する事項）及び「減点点評価事項」（提案された場合、その内容を減点点評価する事項）に留意してください。

「必須事項」

- (1) 延焼火災からの避難空間として、約6万人分（ただし、当該事業計画区域の開発により夜間人口が増加する提案にあっては、その増加人口分を加算する。）の広域避難場所の機能を確保すること。
当該事業計画区域のみならず、近隣の地域も含めて人数分を確保するとの提案も可能です（ただし、その場合は、当該事業計画区域内に少なくとも60,000㎡以上の空地は確保してください。）。空地は、近隣の地域からの避難経路に配慮した位置を提案してください。
- (2) 周辺の生態系等に配慮し、建築敷地面積に対して25%以上の緑地（保全した既存樹林地・草地、ゴルフコース、屋上緑化等を含む。）を配置すること。
- (3) 現行の用途地域等の都市計画変更を前提とした提案の場合は、40,000㎡以上の公園用地（不特定多数の人が利用できる形態であれば、既存のゴルフコースの形状のままで可。）を確保すること。
公園は、基本的に公共用地として市が管理することとします。
- (4) 災害時の津波からの一時避難場所を確保できる施設を整備する（施設の上部を一時避難場所として利用できる形態とする等）こと。
（要件：ア．新耐震基準により建築された建築物であること、
イ．建物階数が3以上又はそれと同等床高（地盤面から6m以上）である建築物であること、
ウ．建築構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造であること、
エ．一時避難場所として利用できるスペースを1,000㎡以上設けること）
- (5) 夏季の混雑状況や近隣の狭隘道路の状況に配慮した交通計画を検討し、国道134号に接続する道路を整備すること（既存の市道の活用を含む。）。
飛砂防備保安林に道路を新設する場合は、飛砂防備保安林の指定の解除の手続きが必要になります。また、道路を新設した場合は、整備後、市への移管について協議します。
- (6) 茅ヶ崎市公共下水道幹線の機能を維持すること。
- (7) 現在のコミュニティバスの運行ルートを確保すること。

「加 点 評 価 事 項」

- (1) 「ゆとり・自然」機能としての省エネ、創エネなどの環境に配慮した施設やバリアフリーに配慮した施設等の整備。
- (2) 「にぎわい・交流」機能としての宿泊施設の整備や研究機関等の企業誘致。
宿泊施設には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定される施設は含みません。
- (3) 「健康増進」機能としての健康増進施設、医療機関、社会福祉施設等の整備。
- (4) 東京 2020 オリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 の関連事業の提案。

「減 点 評 価 事 項」

- (1) 戸建て住宅が集合住宅かを問わず、300 戸以上の住宅の整備。
- (2) 1 店舗当たりの売場面積 3,000 m²以上の商業施設の整備。

「そ の 他 の 留 意 事 項」

土地利用転換を図る場合は、道路や公園等の公共施設の再配置、県、茅ヶ崎協同及び市が所有するそれぞれの土地の再配置が可能な事業手法（例：土地区画整理事業（個人同意施行型）等）を併せて提案してください。

土地利用転換を図る場合とは、現行の 9 ホールのゴルフコースを開発し、他の用途に転換する場合を指します。

なお、現行の用途地域等の都市計画変更を前提とした提案も受け付けます。



6 貸付価格及び売却価格

(1) 貸付価格

貸付価格（年額）は、不動産鑑定評価の結果に基づき設定する m^2 当たりの貸付予定価格を下限として事業者の提案した m^2 当たりの貸付価格（以下「提案貸付料」という。）に貸付面積を乗じた金額とします。

貸付予定価格の参考となる貸付参考価格は、県が不動産鑑定評価を実施の上、平成 28 年 3 月 31 日（木）を目途に提示します。

提示する参考価格のイメージ

- ・ 貸付参考価格（年額）： 円/ m^2

ただし、現行の用途地域等の都市計画変更を前提とした提案にあつては、用途地域等の都市計画変更に係る告示後に、改めて県が不動産鑑定評価を実施の上、貸付価格（年額）の見直しについて協議させていただく場合があります。

(2) 売却価格

売却を希望する場合の売却価格は、不動産鑑定評価の結果に基づき設定する m^2 当たりの売却予定価格を下限として事業者の提案した m^2 当たりの売却価格（以下「提案売却価格」という。）に売却面積を乗じた金額とします。

売却予定価格の参考となる売却参考価格は、県が不動産鑑定評価を実施の上、平成 28 年 3 月 31 日（木）を目途に提示します。

提示する参考価格のイメージ

- ・ 売却参考価格： 円/ m^2

ただし、現行の用途地域等の都市計画変更を前提とした提案にあつては、用途地域等の都市計画変更に係る告示後に、改めて県が不動産鑑定評価を実施の上、売却価格の見直しについて協議させていただく場合があります。

(3) 貸付価格の改定

ア 貸付価格は、本敷地の 3 年毎の固定資産税評価額の評価替え（平成 30 年度から 3 年毎）に併せ、その変動率により調整した金額に改定する場合があります。

イ その他、社会経済情勢の変動等により貸付価格が不相当になった場合には、貸付価格を改定する場合があります。

第2 応募者の参加資格要件に関する事項

1 応募者の資格

(1) 応募者の構成

ア 事業提案を行う者（以下「応募者」という。）は、単体の事業者又は複数の事業者によって構成されるグループ（共同事業者）（以下「グループ」という。）とします。

イ グループによって本件に応募しようとする場合は、グループ内の各事業者がグループ全体の構成を承知した上で、代表となる事業者（以下「代表者」という。）を1者に定め、手続きを行ってください。また、その場合は、代表者が本物件を借り受ける（買い受ける）こととしてください。ただし、代表者と代表者以外の構成員とが共有で本物件を借り受ける（買い受ける）ことは可とします。

ウ 同一事業者の複数のグループへの参加による重複応募はできないものとします。

エ 代表者以外の構成員については、代表者が負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責を負うものとします。

(2) 応募者の参加資格要件

本件に応募しようとする者は、本募集要項及び本物件の法令上の規制をすべて承知した上で応募するものとします。

○ 単体の事業者による応募の場合

以下のアからカまでの要件をすべて備えていることが必要です。

○ グループによる応募の場合

イからカまでの要件はすべての構成員が備えていることが必要ですが、アについては、グループ構成員のいずれかが備え、構成員全体でこの要件を備えていればよいものとします。ただし、ア(イ)の面積要件（100,000 m²）については、1者で面積要件（100,000 m²）を満たすことが必要となります（複数者の合計で100,000 m²となる場合は要件を満たしません。）。

(注) 提案する事業の運営者が複数となることが想定される場合に、そのすべての事業運営者をグループとして応募することを求めるわけではありません。ただし、本物件を共有で借り受ける（買い受ける）ことを希望する場合には、必ずグループとして応募してください。

「参加資格要件」

ア 事業提案の実施に必要な知識、経験、資格及び技術力をすべて備えている者

であること（次のア）から（オ）までの要件をすべて備えていること）。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所
の登録を行っていること。

（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式
工事又は土木一式工事につき、特定建設業又は一般建設業の許可を受けてい
ること。

（ウ）住宅を整備する事業提案である場合は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律
第 176 号）第 3 条に規定する免許を有していること。

（エ）過去 10 年間（平成 17 年度～26 年度）に竣工した施設について、100,000 ㎡
以上の規模の敷地面積の開発実績があること。ただし、現行の 9 ホールのゴ
ルフコースを残す事業提案である場合は、この限りでない。

（オ）現行の 9 ホールのゴルフコースを残す事業提案である場合は、ゴルフ場の経
営に関する事業を現に営んでいること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する
者でないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申
立てがなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定を受けて
いる者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定
する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計
画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 2 号か
ら第 5 号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者のいずれで
もないこと。

カ 県の指名停止期間中の者でないこと。

（注 1）参加資格要件を確認する基準日は、応募申込書受付締切日（第 3 事業者の募集に
関する事項 1 募集の手順等（5）応募図書受付 参照）とします。

（注 2）応募申込書受付締切日から基本協定締結までの期間で参加資格要件を欠くこととな
った場合は、その応募資格を失うものとします。ただし、代表者を除く構成員が参加
資格要件を欠くこととなった場合で、かつ、県が認めた場合に限り、構成員の変更を
認めます。

（注 3）参加資格要件アの（ア）から（ウ）までについては、資格確認のため、基本協定締結の
際に、登録済証、許可証、免許証の写し等資格を証する書類を提出していただきます。
また、参加資格要件オについて確認するため、基本協定締結の際に、役員名簿（氏
名（漢字・フリガナ）、生年月日、性別を記載）を提出していただきます。

(3) 応募における欠格事項

応募者は、次のいずれかに該当した場合、その応募資格を失うものとします。

- ア 本募集要項に違反すると認められる場合
- イ 募集期間中に提出が必要な書類に虚偽の記載をした場合
- ウ 募集期間中に必要な書類を提出しなかった場合
- エ その他、不正な行為を行ったと認められる場合

第3 事業者の募集に関する事項

1 募集の手順等

(1) スケジュール

内 容	日 程
募集要項の配布	平成 28 年 2 月 19 日(金) ~
質問事項の受付	平成 28 年 2 月 19 日(金) ~ 同 4 月 7 日(木)
現地見学会の開催	平成 28 年 3 月 30 日(水)
参考価格の提示	平成 28 年 3 月 31 日(木) を目途
質問事項への回答	平成 28 年 4 月 21 日(木)まで
応募図書への受付	平成 28 年 5 月 16 日(月) ~ 同 5 月 20 日(金)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	平成 28 年 6 月下旬
優先交渉権者の決定	平成 28 年 7 月
基本協定の締結	平成 28 年 8 月
定期借地権設定契約等の締結	平成 29 年 3 月まで

(注) 日程は現時点での予定であり、変更する可能性があります。

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

平成 28 年 2 月 19 日(金)から(土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。))

イ 配布場所

本募集要項については、「第 5 その他事業の実施に関し必要な事項 3 問い合わせ先」に示す場所で配布します。なお、県ホームページからのダウンロードも可能です。

(3) 質問事項の受付及び質問事項への回答

本件への応募を希望する事業者からの本募集要項に関する質問を次により受け付けます(本件への応募が見込めない者からの質問には回答しません。)

受け付けた質問は、回答をする際に公表するものとします。

ア 受付期間

平成 28 年 2 月 19 日(金) ~ 同 4 月 7 日(木)午後 5 時必着

イ 提出方法

募集要項に関する「質問書」(様式集 様式 3)を県ホームページによりダ

ウンロードし、必要な事項を記載の上、Eメール（ファイル添付）にて「第5
その他事業の実施に関し必要な事項 3 問い合わせ先」に提出してください。

ウ 質問及び回答の公表方法

本募集要項に関する質問に対する回答は、平成 28 年 4 月 21 日(木)までを目
途に随時県ホームページへの掲載により公表します。なお、質問に対する回答
は、本募集要項を補完するものとします。

(4) 現地見学会の開催

本件への応募を希望する事業者を対象に、次のとおり現地見学会を開催しま
す。

ア 開催日時

平成 28 年 3 月 30 日(水) 午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ 開催場所

茅ヶ崎市菱沼海岸 6991-16 外（茅ヶ崎ゴルフ場）

ウ その他

参加を希望される場合は、平成 28 年 3 月 18 日（金）午後 5 時まで「現地
見学会参加申込書」（様式集 様式 4）に必要な事項を記載の上、Eメール
（ファイル添付）にて「第5 その他事業の実施に関し必要な事項 3 問い
合わせ先」にお申込みください。

参加者は 1 事業者につき 3 名以内とさせていただきます。

お車でのご来場はご遠慮ください。

当日は時間に限りがありますので、本募集要項に関する質問がある場合は
（ 3 ）記載の方法により E メールにて行ってください。

(5) 応募図書の受付

ア 受付期間

平成 28 年 5 月 16 日(月)～同 5 月 20 日(金)午前 9 時から午後 5 時まで（正午
から午後 1 時までを除く。）

イ 受付場所

「第5 その他事業の実施に関し必要な事項 3 問い合わせ先」に示す場
所

ウ 提出方法

必ず持参により提出してください（郵送、FAX、Eメールでの提出は認め
られません。）。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

平成 28 年 6 月下旬 (予定) に提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。実施する日時・場所の詳細については、応募函書の提出以降、各応募者あてに通知します。

(7) 基本協定の締結

県からの決定通知を受けた優先交渉権者は、県、茅ヶ崎協同及び市と基本協定を締結していただきます。

(8) 定期借地権設定契約等の締結

基本協定締結後、県有地及び茅ヶ崎協同所有地については、原則として、期間 30 年 (事業提案により期間 50 年まで設定可能) の定期借地権設定契約により貸し付けることとします。

ただし、事業提案に基づき、県有地の一部について、売買契約を締結する (暫定的に賃貸借契約等を締結する場合を含む。) 場合があります。

第4 提案の選定に関する事項

1 事業者選定評価委員会の設置

優先交渉権者の選定に当たって、県は、学識経験者等から構成する事業者選定評価委員会を設置し、各委員から事業者の選定評価等に関する意見を聴取します。

なお、事業者選定評価委員会は、地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関ではありません。

県及び茅ヶ崎協同は、事業者選定評価委員会の各委員の意見を参考に、優先交渉権者及び次点者を選定します。

2 選定方法

応募者から提出された事業提案書等に対して、参加資格要件、応募者の財務状況、事業計画、施設計画等の評価により審査します。また、審査は次の方法で行います。

- ・ 第1次審査及び第2次審査を行います。
- ・ 第1次審査では、県が、参加資格要件及び必須事項等の書面審査を行います。
- ・ 参加資格要件を満たしていない場合、必須事項が提案されていない場合、提案貸付料、提案売却価格が貸付予定価格、売却予定価格に満たない場合は失格とし、第2次審査には進めません。
- ・ 第2次審査では、提案内容に関する応募者によるプレゼンテーション並びに県、茅ヶ崎協同及び事業者選定評価委員会によるヒアリングを実施し、事業者選定評価委員会からの意見を聴取した上で、県及び茅ヶ崎協同が、提案内容に関する審査を行います。
- ・ 第2次審査における「審査基準」は、次表のとおりとします。
- ・ 「審査基準」のうち、総合計（（A）～（D）の合計）が100点に満たない場合は、優先交渉権者に選定しません。

県、茅ヶ崎協同及び市は、選定した優先交渉権者と基本協定を締結します。

なお、選定した優先交渉権者が、県からの優先交渉権者に選定したことを知らせる通知到達後2ヶ月以内（ただし、特段の理由があると県が認めた場合を除く。）に、基本協定の締結ができない場合は、次点の者を優先交渉権者として、基本協定を締結する場合があります。

「 審 査 基 準 」

評価区分	評価項目【大項目】	評価項目【小項目】	配点
事業提案 に関する 評価 (A)	事業計画の基本的な 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利活用基本方針との整合性 ・ まちづくりのコンセプトの独創性 ・ 周辺地域や施設間の機能連携 	3 0
	施設等の配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難場所の機能確保及び津波 対策の考え方 ・ 空地、道路、公園、緑地等の配置 計画 ・ 各街区の配置計画・利用計画 ・ 個々の施設の仕様・性能、高さ・ 形状 	5 0
	周辺地域への配慮・ 調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接地の住環境への配慮（周辺住 宅地との間への緑地帯の配置等） ・ 景観への配慮 ・ 安全対策・渋滞対策・騒音対策 	2 0
	事業推進体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業推進体制の内容 ・ 事業計画の実現可能性 ・ 事業実績 ・ 財務状況 	2 0
	小計（ A ）		
価格に関 する評価 (B)			3 0
加點評価 事項 (C)	まちづくりに求めた い機能として必要な 施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の整備 	2 0
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ、創エネなどの環境に配慮 した施設やバリアフリーに配慮し た施設等の整備 ・ 研究機関等の企業誘致・健康増進 施設、医療機関、社会福祉施設等 の整備 ・ オリンピック競技大会やラグビー ワールドカップ関連事業の提案 	3 0
合計（（ A ） + （ B ） + （ C ））			2 0 0

減点評価 事項 (D)	住宅・商業施設の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 300 戸以上の住宅の整備 ・ 売場面積 3,000 m²以上の商業施設 の整備 	(20)
-------------------	----------------	--	--------

価格に関する評価点は、次により算出します。

$$\text{提案価格総額} = \text{提案貸付料 (円/m}^2\text{)} \times \text{貸付面積 (m}^2\text{)} \times 30 \text{ 年} + \\ \text{提案売却価格 (円/m}^2\text{)} \times \text{売却面積 (m}^2\text{)}$$

応募者のうち、提案価格総額の最高額を提案した者に 30 点を付与し、その他の応募者はその提案額と最高額を提案した者の提案額との比率によって付与する評価点を決定することとし、評価点の算出方法は次のとおりとします。ただし、小数点以下は切り捨てます。

$$\text{価格に関する評価点} = (\text{当該応募者の提案額} / \text{最高提案額}) \times \text{配点 30 点}$$

第5 その他事業の実施に関し必要な事項

1 応募図書

応募図書は、必要書類を揃えて提出してください（様式については、別添2 様式集を参照）。応募図書は、返却しません。

（1）応募者に関する書類

図書名	説明	提出部数	備考
応募申込書		1部	様式1
構成員調書	・複数の事業者によって構成されるグループによる応募の場合、代表者以外の共同事業者毎に提出してください。	各1部	様式2
印鑑登録証明書	・応募申込書受付締切日を基準日とし、3箇月以内に発行されたものを添付してください。 ・グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。	各1部	原本
法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	・応募申込書受付締切日を基準日とし、3箇月以内に発行されたものを添付してください。 ・グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。	各1部	原本
過去3期分の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び附属明細書	・連結計算書類を作成している場合は、それらを含みます。 ・上場企業の場合は、左記書類に代え、有価証券報告書を提出してください。 ・グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。	各1部	
誓約書	・グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。	各1部	様式5
法人税納税証明書	・直近1年間の本店所在地を所管する税務署が発行する法人税納税証明書（応募申込書受付締切日を基準日とし、3箇月以内に発行されたもの）を提出してください。 ・グループによる応募の場合は、全構成員に	各1部	

	ついて提出してください。		
消費税及び地方消費税納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年間の本店所在地を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税納税証明書（応募申込書受付締切日を基準日とし、3箇月以内に発行されたもの）を提出してください。 ・グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。 	各1部	
法人都道府県民税、法人事業税納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年間の本店所在地を所管する都道府県が発行する法人都道府県民税、法人事業税の納税証明書（応募申込書受付締切日を基準日とし、3箇月以内に発行されたもの）を提出してください。 ・グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。 	各1部	
法人市町村民税、固定資産税・都市計画税納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年間の本店所在地を所管する市町村が発行する法人市町村民税、固定資産税・都市計画税の納税証明書（応募申込書受付締切日を基準日とし、3箇月以内に発行されたもの）を提出してください。 ・グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。 	各1部	
事業実績調書	<ul style="list-style-type: none"> ・グループによる応募の場合は、構成員のいずれかの実績について記載してください。 	1部	様式6

(2) 事業提案書

図書名	説明	提出部数	備考
事業提案 申込書		1部	様式7
事業提案 書	<p>【提案趣旨書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の基本的な考え方（利活用基本方針との整合性、まちづくりのコンセプトの独創性、周辺地域や施設間の機能連携）について記載してください。 ・広域避難場所の機能確保及び津波対策の考え方について記載してください。 ・オリンピック競技大会やラグビーワールドカップ関連事業の提案があれば記載してください。 	15部 (【提案趣旨書】から【事業推進体制説明書】までを1冊にまとめたものを15部提出してください。)	A3横サイズ (片面刷り、4枚以内)
	<p>【土地利用計画図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設を予定する施設、空地、道路、公園、緑地等の事業予定地全体の配置・区画の規模、各街区のイメージ等が分かる図面を作成してください。 ・緑化率が分かるように記載してください。 ・公園用地を明示してください。 ・コミュニティバスの運行ルートについて記載してください。 ・現行の用途地域等の都市計画変更を前提とした提案の場合には、想定している変更後の用途地域等を明記してください。 ・本敷地の一部の買受希望がある場合には、買受希望箇所と借受希望箇所とが分かるよう記載してください。 		A3横サイズ (片面刷り、6枚以内)

	<p>【施設概要説明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設を予定する施設の高さ・形状、仕様・性能、戸数、規模等について記載してください（商業施設の提案にあっては、売場面積を記載してください）。 ・災害時の津波からの一時避難場所を確保できる施設について記載してください。 ・開発により夜間人口が増加する提案にあっては、想定夜間人口を記載してください。 		A 3 横サイズ (片面刷り、6枚以内)
	<p>【完成予想パース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成時の街並みがイメージできるパースを作成してください。 		A 3 横サイズ (片面刷り、2枚以内)
	<p>【周辺地域への配慮・調和、環境・バリアフリーへの配慮説明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接地の住環境・景観への配慮、安全対策・渋滞対策（交通シミュレーションを含む。）・騒音対策について記載してください。 ・個々の施設及び事業予定地全体の環境やバリアフリーへの配慮の取組があれば記載してください。 		A 3 横サイズ (片面刷り、3枚以内)
	<p>【事業推進体制説明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業手法、実施計画の策定から造成、設計・建設、まちびらき、維持管理・運営までの事業推進体制・実施スケジュール、これまでの事業実績について記載してください。 ・借受希望期間（30年～50年）について記載してください。 		A 3 横サイズ (片面刷り、3枚以内)
借受希望 価格書	<ul style="list-style-type: none"> ・借受希望価格書は、封筒に入れ、代表者印にて封印してください。 ・封筒の表面には、宛先（神奈川県知 	1部	様式8

	<p>事宛)、書類名(茅ヶ崎ゴルフ場活用事業に係る借受希望価格書)、事業者名、代表者氏名を明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1応募者につき、1つの借受希望価格書の提出に限ります。 		
買受希望価格書	<ul style="list-style-type: none"> ・本敷地の一部の買受希望がある場合、提出してください。 ・買受希望価格書は、封筒に入れ、代表者印にて封印してください。 ・封筒の表面には、宛先(神奈川県知事宛)、書類名(茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る買受希望価格書)、事業者名、代表者氏名を明記してください。 ・1応募者につき、1つの買受希望価格書の提出に限ります。 	1部	様式9

() 事業提案書(【提案趣旨書】から【事業推進体制説明書】までの書類には、事業者名を記載しないでください(記載する必要がある場合は、建設企業A等と記載してください。)。また、事業者名を類推できるブランド名、ロゴマーク等も一切表示しないでください。

2 その他の注意事項

(1) 応募に当たっての注意事項

- ア 本件において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします(添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)
- イ 本件への応募、書類の提出及びヒアリングへの参加等にかかる費用については、すべて応募者の負担とします。
- ウ 応募図書受理後の変更、差し替え及び再提出は原則として認められません。
- エ 事業提案書の著作権は、応募者に帰属します。なお、本件における公表及びその他県及び茅ヶ崎協同が必要と認めるときには、県及び茅ヶ崎協同は事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 貸付・売却に当たっての注意事項

- ア 契約書に貼付する収入印紙、公正証書作成費用、所有権の移転登記に必要な

登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、事業実施者の負担となります。

- イ 売却の場合は、土地にある建物等は全て売却対象となります。また、売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。
- ウ 貸付の場合は、事業提案に基づき、事業実施者が土地にある建物等を除却することを認めます。なお、建物を除却する場合は、滅失登記をするために必要な書類を県に提出していただきます。

(3) その他開発等に当たっての注意事項

- ア 開発に当たっては、各種の法令・基準を遵守してください。
- イ 本募集要項記載事項と現況とが異なる場合には現況を優先します。
- ウ 建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に確認してください。
- エ 敷地内に建物及び工作物等（防球ネット、高圧キュービクル、井戸、スプリンクラー配管、貯水タンク、受水槽等）が存置されていますが、これらの補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、事業実施者対応となります。
- オ 地中埋設物調査は実施しておりません。別添1 物件調書に記載されている地中埋設物及び現場見学会時に説明した地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても県及び茅ヶ崎協同は瑕疵担保責任を負いません。
- カ 上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、事業実施者対応となります。
- キ 物件の敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・砕石等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、事業実施者対応となります。
- ク 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、事業実施者対応となります。
- ケ 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えていても、現状引渡しとなります。境界を越えている場合には、その対応について隣接地権者と協議してください。
- コ 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。

- サ 境界確認協議書がある場合は、事業実施者から交付依頼があった場合に限り、契約後にその写しを原本証明の上お渡しします（原本はお渡ししません。）。なお、道路との境界に関する書面については、県が所有している場合に限り、その写しをお渡しします。
- シ 事業実施に当たっては、市景観まちづくり審議会及び市みどり審議会との事前調整が必要となります。詳細は、市の景観みどり課にお問い合わせください。

3 問い合わせ先

神奈川県総務局財産経営部財産経営課財産企画グループ

住 所：〒231 - 8588 横浜市中区日本大通 1（県庁本庁舎 5 階）

電 話：045 - 210 - 2518（直通）

F A X：045 - 210 - 8811

Eメール：zaikei_kikaku@pref.kanagawa.jp

物 件 調 査 書

別添 1

物 件 名	茅ヶ崎ゴルフ場				
所 在 地	茅ヶ崎市菱沼海岸 6 9 9 1 - 1 6 外 (別表 1 ~ 別表 4 のとおり)				
地 積	198,686.93㎡	地 目	雑種地等	形 状	不整形
主な 接面 道路 の 状況	<p>< 敷地西側 > 菱沼海岸 6991-18 の西側で幅員約 5 ~ 7 m の道路に、菱沼海岸 6815-7 の西側で幅員約 3 ~ 5 m の道路に、菱沼海岸 6815-7 の北側で約 4 m の道路に、白浜町 6816-4 の北側の一部で幅員約 5 m の道路に、接しています。</p> <p>< 敷地北側 > 白浜町 6748 の北側で幅員約 4 m の道路に、接しています。</p> <p>< 敷地北東側 > 浜須賀 6753-1 西側の一部、浜須賀 6752-1 の一部に幅員約 3m の道路の終端が接しています。</p>				
法令等に基づく制限		市街化区域			
	都市計画法・建築基準法等	用途地域	第一種低層住居専用地域		
		建ぺい率	5 0 %	容 積 率	1 0 0 %
		その他規制	広域避難場所に指定、建築物の敷地面積の最低限度 100㎡、建築物の高さの最高限度 10m、建築基準法第 22 条区域、湘南海岸保全配慮地区、景観法等		
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無			
交通機関	鉄 道	J R 東海道線「茅ヶ崎駅」から南東約 2 k m			
	バ ス	茅ヶ崎市コミュニティバス えぼし号 「茅ヶ崎ゴルフ倶楽部前」			
参 考 事 項	<p>敷地には、クラブハウス、キャディー棟、コース管理棟等の建築物が複数あり、これらに附属する水道設備等のほかゴルフ場としての設備（防球ネット、高圧キュービクル、井戸、スプリングラー配管、貯水タンク、受水槽等）が存置しています。</p> <p>敷地は、ゴルフ場、ボックス型公衆電話、郵便差出箱及び井戸設置敷地として平成 29 年 3 月 31 日まで観光日本株式会社に貸付を行い、観光日本株式会社から株式会社武蔵野へ転貸しています。</p> <p>敷地には、樹木が複数存置しています。</p> <p>敷地内に、茅ヶ崎市コミュニティバスのバス停があります。</p> <p>敷地内に東京電力株式会社の本柱、支線、支線柱があり、東日本電信電話株式会社が共架しています。</p> <p>敷地内に茅ヶ崎市の下水道管、マンホール、防災無線拡声受信装置及び広域避難場所の標識板があります。</p> <p>敷地内にカーブミラー、自治会のゴミ捨て場、街灯（防犯灯）があります。</p> <p>建物、カーブミラー、塀、柵、樹木等が敷地内に越境しています。塀、樹木等が隣接地に越境しています。なお、敷地境界についてすべての越境の確認はできていません。</p> <p>電線が敷地の上空を通っている箇所があります。</p> <p>敷地境界杭が、一部折れたり、亡失している箇所があります。</p>				

境界確認協議書が一部存在しない箇所があります。
 建物については、アスベスト調査は実施しておりません。
 本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。

<建物>

クラブハウス：鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺2階建（H10築）
 1,517.10㎡

キャディー棟：木造スレート葺2階建（H3築・H10増築）295.01㎡

コース管理棟事務所：木造スレート葺平屋建（S63築）92.74㎡

コース管理棟機械庫1：木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建（S64増築）
 202.02㎡

その他東屋、売店等複数あります。

所在地一覧

別表1（県の所有地）

	所在地	面積(㎡)
1	茅ヶ崎市白浜町 6816-4	41,757.47
2	〃 6816-5	1,246.41
3	〃 6816-8	46,122.66
4	〃 7156-10	444.64
5	〃 7156-8	1,157.51
6	〃 7156-9	4,296.30
7	茅ヶ崎市菱沼海岸 6815-3	361.17
8	〃 6815-5	229.31
9	〃 6815-7	14,392.93
10	〃 6991-16	298.08
11	〃 6991-18	8,529.86
12	〃 6991-19	765.78
	計	119,602.12

別表2（茅ヶ崎協同の所有地）

	所在地	面積(㎡)
1	茅ヶ崎市白浜町 6748	6,488.99
2	〃 6749	12,426.12
3	〃 6750	17,804.36
4	〃 6751	24,592.37
5	〃 3006	452.66
6	茅ヶ崎市浜須賀 6752-1	10,190.48
7	〃 6753-1	2,533.12
8	〃 7012-1	512.43
	計	75,000.53

別表 3 (市の所有地)

	所在地	面積(m ²)
1	茅ヶ崎市白浜町 6748-2 の一部	247.17
2	" 6749-2 の一部及び 6750-2 の一部	374.26
3	" 6751-3 の一部及び 6751-3 先の一部	760.29
4	" 6751-2 の一部	526.91
5	" 7156-9 先の一部	285.40
6	" 6816-8 先の一部	567.29
7	" 6816-7 の一部	276.40
8	" 6816-6	283.43
9	" 6816-6 先の一部	48.09
10	茅ヶ崎市菱沼海岸 6991-20 の一部	503.56
11	" 6991-20 先の一部	40.48
	計	3,913.28

別表 4 (その他)

	所在地	所有者	登記簿面積(m ²)
1	神奈川県茅ヶ崎市白浜町 3004-70	観光日本株式会社	171

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る

事業者募集要項

様式集

応 募 申 込 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申込者（グループの場合は代表者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

印

（印鑑証明印）

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る事業者募集について、必要書類を添えて応募します。

担当者部署名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
Eメール	

（注）

申込者の印は印鑑登録済の印鑑を使用し、3箇月以内に発行した印鑑登録証明書を添付してください。

複数の事業者によって構成されるグループによる応募の場合は、代表者以外の共同事業者毎に構成員調書【様式2】を提出してください。

構 成 員 調 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る事業者募集について、次の応募者（代表者）の構成員として申し込みます。

なお、当グループの代表者は、当該貸付（売却）に関し、グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、神奈川県と折衝する権限、支払及びグループに属する財産を管理する権限を有するものとします。

応募者名 （代表者）	（事業者名）
---------------	--------

構成員	（所在地）
	（事業者名）
	（代表者氏名） 印 （印鑑証明印）

構成員の連絡担当者	（部署名）
	（担当者名）
	（電話番号）
	（FAX番号）
	（Eメール）

（注）

構成員の印は印鑑登録済の印鑑を使用し、3箇月以内に発行した印鑑登録証明書を添付してください。

質 問 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

質問者

所 在 地
 事 業 者 名
 担 当 者 部 署 名
 担 当 者 氏 名
 連 絡 先 電 話 番 号
 連 絡 先 E メ ー ル

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る事業者募集要項について、以下の質問がありますので提出します。

1	質問箇所	(項目名)	
		(ページ)	
	その他	(募集要項に記載がないもの場合に質疑のタイトルを記載)	
	質問事項		
2	質問箇所	(項目名)	
		(ページ)	
	その他	(募集要項に記載がないもの場合に質疑のタイトルを記載)	
	質問事項		

(注)

欄が不足する場合は、適宜欄を追加する等により使用してください。

現 地 見 学 会 参 加 申 込 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る事業者募集要項に基づき、以下のとおり申し込みます。

事業者名	
所在地	
担当者部署名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
Eメール	
参加者部署名・役職・氏名	

(注)

参加者は1事業者につき3名以内とさせていただきます。

お車でのご来場はご遠慮ください。

誓 約 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

印
(印鑑証明印)

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る事業者募集に応募するに当たり、下記の参加資格要件を満たしていること及び提案内容に虚偽がないことを誓約します。

万が一、事実と本誓約書が相違する場合は、本提案に係る参加資格を取り消されることについて異議を申し立てません。

記

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しません。
- イ 国税及び地方税を滞納していません。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（更生計画認可の決定を受けている場合を除く。）がなされていません。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立て（再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）がなされていません。
- オ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者のいずれでもありません。
- カ 神奈川県が措置する指名停止期間中ではありません。

- キ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っています。
- ク 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事又は土木一式工事につき、特定建設業又は一般建設業の許可を受けています。
- ケ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条に規定する免許を有していません。
- コ 過去 10 年間（平成 17 年度～26 年度）に竣工した施設について、100,000 m²以上の規模の敷地面積の開発実績があります。
- サ ゴルフ場の経営に関する事業を現に営んでいます。

（注）

グループの場合は、キ～サについては、グループのいずれかが誓約してください。
ただし、住宅の整備を伴わない事業提案である場合は、ケは不要です。
現行の 9 ホールのゴルフコースを残す事業提案である場合は、コは不要です。
土地利用転換を図る事業提案である場合は、サは不要です。

以上

事業実績調書

1 土地利用転換を図る事業提案である場合

開発規模実績

本事業実績を有する者の 事業者名	
過去 10 年間（平成 17 年 度～26 年度）に竣工した施 設について、100,000 m ² 以 上の規模の敷地面積の開発 実績があること	開発区域・開発地区に係る情報（所在地等）
	開発規模 m ²
	竣工年度 年度
	その他、特記事項

2 現行の 9 ホールのゴルフコースを残す事業提案である場合

ゴルフ場の経営実績

本事業実績を有する者の 事業者名	
ゴルフ場の経営に関する 事業を現に営んでいること	所在地
	名称
	その他、特記事項

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る事業提案申込書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

提案者（グループの場合は代表者）

所在地

事業者名

代表者氏名

印

（印鑑証明印）

担当者部署名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
Eメール	

借 受 希 望 価 格 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

応募者（グループの場合は代表者）

所在地

事業者名

代表者氏名

印

（印鑑証明印）

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る借受希望価格（ m^2 当たりの貸付価格（年額））及び貸付希望面積（ m^2 ）を、次のとおり提出します。

1 借受希望価格（ m^2 当たりの貸付価格（年額））

金 額							
千	百	十	万	千	百	十	円

2 貸付希望面積（ m^2 ）

貸付希望面積	m^2
--------	--------------

（注）

応募者の印は、応募申込書と同じ印鑑登録済の印を押印してください。

金額は、算用数字を右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

買 受 希 望 価 格 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

応募者（グループの場合は代表者）

所在地

事業者名

代表者氏名

印

（印鑑証明印）

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る買受希望価格（ m^2 当たりの売却価格）及び買受希望面積（ m^2 ）を、次のとおり提出します。

1 買受希望価格（ m^2 当たりの買受価格）

金 額							
千	百	十	万	千	百	十	円

2 買受希望面積（ m^2 ）

買受希望面積	m^2
--------	--------------

（注）

応募者の印は、応募申込書と同じ印鑑登録済の印を押印してください。

金額は、算用数字を右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。